

いじめ防止対策推進法施行(2013/9/28)以降の重大事態 調査委員会
【 いじめ・指導死が背景要因に疑われる自殺・自殺未遂(1号事案) 】

※ あくまで武田個人がネットや報道等で調べた範囲内の情報です。全てを網羅しているわけではありません。

2013/9/28		いじめ防止対策推進法施行				
No	事案発生日	適用	概要	調査委員会の設置・調査内容	調査委員	報告書・その後
24	2015/2/	自殺	新潟県中越地方の県立高校の男子生徒(高2)が自殺。 (新潟県1号案件)	2015/5/ 同学年(高3)全員に対してアンケート調査を実施。 聞き取り調査を、遺族に2回、生徒6名、教職員11名に実施。 51回委員会	6名 氏名公開 会長:梅野正信 上越教育大学 理事兼副学長 博士(学校教育学) 職務代理者:青山雅子 佐潟荘 (医療法人水明会)精神科医師 伊藤真理子 新潟青陵大学大学院 准教授 武井恒美 新潟医療福祉大学 特任教授 足立定夫 新潟中央法律事務所 弁護士 川上克 県高等学校PTA連合会 会長	2017/8/29 報告書提出 2013/5/ 1年生時に体調不良で1日学校を休み、翌日家出をし、次の日の夕方に帰宅。本生徒には、リストカットが認められた。 2014/5/ 消臭剤を机の下に置くようになり、一人、教室で泣いていた。これにより過剰に反応し、保健室に頻回に出入りするようになった。 2014/6/ 体育のマット運動の際、本生徒がマット運動で回転して背中から落ちたことを他の生徒が笑った。これに対し本生徒は、その場で体育館の壁をたたいたとの証言があり、直後、保健室で金槌の入ったバックで床をたたいたとされている。このことを加害意識がなくともいじめと認知することを検討する必要があった事件と認定。 2015/1/27 本生徒が保健室に来室した際、引っ掻いた、擦れたような痕が首にあった。 1/28 担任教諭はクラスメイトから、本生徒について、ツイッターに自殺の実験についての書き込みがあり、授業中も教室にいないという話を聞いた。 2/9 本生徒は1日中保健室にいた。放課

					<p>後、担任・養護教諭・本生徒の3人で相談し、保護者に知らせないという条件で特別支援教育支援員を呼んで話を聞いてもらうことに本人は同意。面談前に自殺。</p> <p>教師側は、本人との信頼関係を損う危惧などの理由に加え、以前から保護者と「連携が難しい」という認識があったことから、家庭との連携が十分に行われなかった。</p> <p>遺族への意向確認が3月30日まで行われなかったことから基本調査としてのアンケートや聞き取りが行われなかった。</p> <p>概要版 http://www.pref.niigata.lg.jp/HTML_Article/244/592/gaiyou,11.pdf</p> <p>2018/2 県教委は、元教頭に対して、校長への報告が不十分だったなどとして文書訓戒処分。学年主任だった男性教諭と、担任だった男性教諭は保護者との連携が不十分だったなどとして文書訓戒。女性養護教諭は口頭での訓戒。退職した当時の校長を戒告処分相当とした。</p> <p>自殺から約3年後の決定について、県教委は「自殺に関する案件での処分は過去に例がなく、どの程度の処分にすべきかなかなか決まらなかった」とする。</p>
25	2015/3/16	自殺未遂	千葉県柏市の市立光ヶ丘中学校で、部活動の部員5人と学習室で部活について話し合っていた女	市教委が同級生らから聴き取りをし、第三者の検証を経て、報告書を作成。	2016/3/ 第三者委員会の検証を経て、報告書と添付文書を市長に提出。 生徒がいじめを受けてきたと認定。担任教

			<p>子生徒(中2・14)が突然退出。校舎4階から飛び降り、意識不明の重体。女子生徒は2014年の夏頃から人づきあいに悩んでいた様子があったという。</p> <p>市教委によると、現時点(3/18)で、大きなトラブルやいじめの情報は無いという。</p> <p>市教委が同級生らから聴き取り。</p>			<p>諭は、女子生徒や保護者からの相談でいじめが認知できたにもかかわらず、安全配慮義務を果たさなかった」、「いじめを過小評価し状況の重大性を十分認識しなかった」「組織的対応をしなかったため、転落を未然に防ぐことができなかった」とした。</p> <p>ただし、転落の「直接の原因は判断できなかった」とした。</p> <p>2018/4/ 毎日新聞が、市に情報開示請求。非開示と決定されたため行政不服審査法に基づく審査を請求。</p> <p>2018/9/3 市の審議会は2年かけて審査した結果、「不開示の理由には当たらない」として、非公開決定を取り消し、一部開示。開示された別の文書には、「記者会見は行わない」「個人に関する情報として不開示情報の扱いをお願いしたい」とあった。</p> <p>また、「相手方(転落した生徒側)に説明する必要がある」とした項目の一つに「担任教諭の処分」と記していたが、市教委は県教委にも報告書を提出したものの実際には処分はなされなかったという。</p> <p>市教委は、「家族の要望があった。隠ぺいとは考えていない」と説明。</p>
26	2015/3/20	自殺	<p>熊本県熊本市の市立中学の女子生徒(中2・14)が自宅マンションから投身自殺。</p> <p>1/20 女子生徒は担任教</p>	<p>2015/3/30 市教委は、「いじめがあった可能性がある」として、いじめ防止対策推進法に基づく市教委の附属機関「市いじめ防止等対策委員会」の臨時部会を</p>	<p>大学教授ら4人。 氏名公開。 短大学部教授が部会長</p>	<p>2016/3/17 市いじめ防止等対策委員会臨時部会は、女子生徒へのいじめ 16 件を認定。「死の大きな要因が学級でのいじめにあることは否定できない」とした。</p> <p>女子生徒は 2015 年1～3月、学校に相談。</p>

			<p>諭に「数人の生徒から嫌なことを言われた」と相談。 3/11 女子生徒と母親は学校に同様の相談。 3/12 校長らの立ち会いで、女子生徒とその保護者が複数の生徒と対面したが、指導にならず保護者は不信感を募らせていた。この日から女子生徒は学校を休んでいた。</p>	<p>設置することを決定。 同委員会は別の自殺未遂事案を調査中のため、大学教授や弁護士ら新たなメンバー4人を集めて臨時部会を設置する。</p>		<p>学校側は同級生たちに謝罪させたが、この対応も「謝罪で一件落着とし、いじめのエスカレートの見過ごしにつながった」などとした。 学校は同3月12日、女子生徒と母親を同級生と面会させたが、同級生への厳格な指導や女子生徒への心のケアを行わなかった。同13日から登校できなくなった女子生徒は、精神的に追い詰められ「自ら死を招く危険な行為に及んだとしても不思議ではない」と結論。クラスの状況も危機的で、学校側は新卒だった担任への支援の必要性を見抜くべきだったとした。</p> <p>遺族側に報告書の概要を伝えたが、内容に納得できないとして受け取りを拒否。</p>
27	2015/7/5	自殺	<p>岩手県矢巾町の町立矢巾北中学校の村松亮くん(中2・13)が自殺。 「生活ノート」で担任にいじめを相談し、「死にたい」などと書いていた。 2015/7/26 中学校は、生徒や教職員に聞き取り調査をした結果、「いじめが自殺の一因と考えられる」とした報告書をまとめ、父親に渡した。 矢巾町でこれまで0としていたいじめ認知件数に</p>		<p>人選の半分以上に遺族の意向を反映させる。</p> <p>委員長: 弁護士 ・弁護士 ・精神科医で宮城県子ども総合センターの技術次長 ・岩手医大の助教 ・宮城大看護学部の准教授 ・岩手大教育学部の准教授の6人。</p>	<p>2016/12/23 報告書 200 頁 第三者委員会は、村松くんが部活動の練習中に同級生から受けた暴言や、暴力は「いじめ」にあたりと認定。村松くんが生前、学校の「生活記録ノート」に「死」をほのめかす記述を残していたことについて、第三者委員会は「いじめ」が一因であると認めたが、遺書が残されていないなど、自殺を決意した経緯がわからず、自殺の主な原因と特定することは困難と結論。</p> <p>概要版(18 頁) http://www.town.yahaba.iwate.jp/docs/201612230018/files/20161223133846052.pdf</p>

			<p>ついて、調査をやり直した結果、2014 年度 30 数件のいじめがあったと確認。</p>			<p>2017/3/28 町教委は報告書を受けて、男性校長をいじめ防止に向けた適切な対応を取らなかったとして、減給1か月(10分の1)の懲戒処分。女性副校長は校長を補佐すべき立場としての責任を問われ、担任だった女性教諭は自殺の兆候を認識できず、クラスに適切な指導を行わなかった点を指摘され、戒告。村松くんが1年生だった当時の男性校長も「いじめ防止の環境を整えなかった」などとして戒告処分。</p>
28	2015/8/25	自殺	<p>東京都青梅市の市立中学校の男子生徒(中1・12)が、多摩川の河原で倒れているところを発見される。高さ 45 メートルの奥多摩橋から飛びおりたとみられる。</p>	<p>市教委は当初、重大事態としての認識を持たなかった。 2017/6/ 遺族の要望を受け、第三者委員会「青梅市教育委員会いじめ問題対策委員会調査部会」を設置。 ただし、「青梅市いじめの防止に関する条例」12 条4項の「市教委が必要であると認めた場合のいじめに関する相談・調査」であって、12 条 5 項の「学校における重大事態が発生した場合における調査」(義務としてなされる重大事態にかかる調査)ではないとした。</p> <p>第三者委員会は、同級生への聞き取りや校内アンケートを実施。</p>	<p>弁護士ら6人 部会長: 野村 武司 東京経済大学 教授 委員: 松田 博雄 社会福祉法人子ども虐待防止センター理事市長・小児科医 木村 真実 日野市民法律事務所 弁護士 鈴木 亜英 三多摩法律事務所 弁護士 仲 定一 立川児童相談所児童福祉司 伊藤 久美 青梅市教育相談所 臨床心理士</p>	<p>2018/2/27 66 頁 委員会は、男子生徒は死亡する前に、ほかの生徒から教科書やノートが階段に置かれたり、文房具を壊されるなどのいじめを受けていたと認定。 「いじめが原因とは言い切れないが、いじめがなくても自殺したと考える理由はない」とする一方で、「いじめが生徒に心理的な負担をかけたものの死亡した主な要因と認めるのは困難だ」と指摘。 また、生徒の死後に、保護者がいじめ被害を訴えたのに、重大事態と受け止めなかった市教委の対応に問題があるとも指摘。</p> <p>2018/6/11 市議会の一般質問で取り上げられ、教育長が第三者委員会から報告書の提出を受けたことを認める。 市教委はこれまで、自殺があったことや第三者委員会を立ち上げたことなどを公表して</p>

				<p>9回の部会開催。 ほかに、9日間の聞き取り調査。</p>		<p>いなかった。</p> <p>市教委は「いじめの申告はなく、友人も多くいたと聞いているので、いじめによる自殺の可能性は低い」と判断し、報告書を受けた後もいじめと転落死の因果関係を否定。</p> <p>2018/11/14 遺族の了承を得て、一部を黒塗りにしたうえで、報告書を公表。 http://www.ome-tky.ed.jp/shido/jjimehoukokusho.html?fbclid=IwAR2ABNI0CXueQPgJaa0YIGuK746_8y29PJyXRWnoYxAqbnP64dOBdtmoYI</p>
29	2015/8/下旬	自殺	<p>新潟県の県立高校の男子生徒(高1)が早朝、自宅のベランダから転落死。</p> <p>約1カ月後、報道関係者から遺族宅に「生徒は亡くなる前日、課題を提出することができず、クラス全員が課題の再提出をすることになった」などと書かれた投書があった。(新潟県2号案件)</p>	<p>遺族が、「学校や教師が生徒を追い込んでいなかったか」と、調査を要求。</p> <p>2015/11/1 県教委が設置した第三者委員会が調査を開始。クラスの生徒への書面アンケートや、教員への聞き取りを計11回実施。</p>	<p>第三者委は教育や心理学や法律の専門家6人で構成。 会長:梅野 正信 上越教育大副学長 職務代理人:青山 雅子 精神科医師 伊藤 真理子 新潟青陵大学大学院准教授・臨床心理士 武井 恒美 社会福祉学部社会福祉学科・特任教授社会福祉士 足立 定夫 弁護士 川上 克(まさる) 新潟県高等学校 PTA 連合会会長</p> <p>臨時委員: 折目(おりめ) 直樹 新潟大学</p>	<p>2018/3/25 報告書を提出。第三者委員会は、罰則など、遺族が指摘した行為は確認できず、いじめなど自殺に結びつく他の要因も確認できなかったと結論。2015年5月ごろ、課題の提出を忘れたことを気にする様子がみられたが、投書にあった課題の連帯責任の事実は確認できなかった。</p> <p>他方、生徒が高校入学後に成績が下がっていたことや、小学校時代にいじめにあっていたと述べていたことに着目。過去に傷ついた体験があると、周囲にとっては小さな出来事でも重大に捉えて不安に陥る場合があり、よりきめ細かい対応をとるべきだと提言。また、例年長期休業後の自殺が多いことを挙げ、「これを機にきめ細かな学習指導を行う必要がある」などと指摘。</p>

					<p>大学院医歯学総合研究新潟県 精神医療分野・医師 浅田 剛正(たかまさ) 新潟 青陵大学大学院臨床心理学研 究科准教授 臨床心理士 岩渕 浩(ひろし) 弁護士 吉田 金豊(きんぼう) 新潟 県立巻高等学校 PTA 会長</p>	<p>報告書は遺族ら関係者への配慮から、氏名 や学校名などは伏せて示された。 概要版 http://www.pref.niigata.lg.jp/HTML_Article/279/184/2gougaiyou_118722.pdf</p>
30	2015/9/1	自殺	<p>高知県南国市の市立中 学の男子生徒(中3・15) が自宅の庭で首をつって 自殺。 自室から「僕に関する 物は全て処分してくださ い そして僕のご事は永 遠にわすれてください 思いたしてもいいことな んてないから」などと書 かれた遺書があった。 男子生徒は小学6年～ 中学1年ごろ、同級生数 人から無視されるなどの いじめを受けていた。1 年生の時に、自殺未遂し ていた。</p>	<p>2015/9/30 市教委は、市調査 専門委員会を設置。 計 13 回の会合を開き、原因な どについて検証。</p>	<p>弁護士や大学教授、精神科医 らなど6名。 委員長:岩崎 淳司 高知弁護 士会弁護士</p>	<p>2016/3/11 48 頁。 3件の行為をいじめと認定するが、いじめが 自殺の直接の原因ではないと結論。 男子生徒がたたかれたり、すれ違いざまに 蹴られたりするなどした3件の行為をいじめ と認定。 一方、生徒へのアンケートで「牛乳をかけら れたり、弁当をひっくり返されたりしていた」 などいじめにあたる情報もあったが、全て伝 聞で、真偽は確認できなかったとした。 男子生徒には苦手教科があり、「学校生活 が苦痛だ」と訴えていたことや「助けてくれる 人がいない」「自分には居場所がない」と考 えていたことなど、個人的背景についても言 及。これらを総括し、調査委は「援助を求め る能力が高くなかったことや、学習困難な状 況、現実への失望感などが重なった」と、複 合的な要因が自殺につながったと結論。</p> <p>2016/6/30 両親は、未解明の情報がある ことや、報告書は学校の対応にほとんど触 れていないなどとして、南国市長に再調査を</p>

						<p>要請。</p> <p>2016/7/11 市長は、調査専門委員会の委員長らから聞き取りを行った結果、「委員会の人選に偏りはない」「(報告書は)事実や情報を客観的かつ多面的に分析している」として、再調査を行わない決定を両親に伝えた。</p> <p>2017/3/ 市議会で、教育長は文部科学省がいじめが直接の原因ではないと判定したと答弁。文科省は否定しており、教育長は答弁を訂正しお詫びのコメントを発表。</p>
31 -1	2015/9/18	自殺	<p>福島県の県立会津高校の女子生徒(高2)が、校舎内トイレで自殺。学校は、女子生徒が所属する文化系クラブの約60人に記名式アンケートを実施。部活内での人間関係のトラブルを指摘する回答が7人からあった。</p> <p>今年4月、担任との面談で、女子生徒が部活動で人間関係の悩みがあることを把握。顧問が4月から5月にかけて、数人の生徒に注意。女子生徒は6月上旬から休部し8月に復帰したが、9月は部活動に参加していなかつ</p>	2015/9/30 県教委は、いじめの有無を調査する第三者委員会「いじめ問題対策委員会」を設置。	<p>委員会は5人。氏名公開。</p> <p>大学人間発達文化学類教授(生活指導)</p> <p>臨床心理士</p> <p>弁護士</p> <p>社会福祉士</p> <p>児童相談所の心理判定員</p>	<p>2016/2/19</p> <p>第三者委は、生徒が所属していた吹奏楽部で2014年秋～2015年春ごろ、先輩の1人から練習で厳しく叱られたり無視されたりし、学校を休みがちになっており、「先輩が怖い」「部活に行こうとすると気持ちが悪くなる」などと同級生に打ち明けていたことから、一連の行為がいじめだったと認定。</p> <p>一方で、生徒は2015年6月に休部し、先輩が引退後の8月に復帰。亡くなるまでの間、先輩との接触は確認されなかったため、再開した部活動で技能が向上しない焦りや欠席が多くなったことによる学業不振、部活を休み居場所がなくなったことなどを挙げ、女子生徒には他にも悩みがあったと判断。</p> <p>自殺といじめとの因果関係を認めなかった。また、学校の対応について、生徒間のトラブルや悩みを把握できず、教員間の情報共有も不十分だったとして、再発防止を徹底する</p>

			た。			よう県教委に求めた。 遺族に開示された報告書は、マスコミや一般人に渡されるのと同じで、いじめを含む詳しい内容はマスキングされていた。
31 -2		自殺 再調査		<p>2016/4/1 父親は①生徒が受けた精神的な苦痛について、精神科医など専門家の判断が含まれておらず不十分、②教諭らの指導が適切に行われたか再検証が必要、③生徒の人間像は第三者委の認定とは大きく異なり、小中学生時代も含めて再検証すべきとして、県に再調査を要望。</p> <p>2016/4/16 県は、いじめ防止対策推進法に基づき、県教育委員会の調査結果を踏まえた再調査を開始。 ①精神医学的・心理学的観点からの検証 ②学校における組織間の連携といじめ防止の理解についての検証 を諮問。</p> <p>今後、遺族や学校関係者から聞き取りをして、9月をめどに調査結果をまとめる。</p>	<p>再調査を行う委員会は保健福祉部に常設され、大学教授や弁護士、精神科医ら6人で構成。県外から新たな委員の追加も検討。 7人。</p> <p>委員長: 神山 敬章 明星大学教育学部教授 板垣 俊太郎 福島県立医科大学医学部講師 遠藤 君子 福島県民生児童委員協議会 副会長 酒井 芳子 福島県臨床心理士会 副会長 鈴木 靖裕 福島県弁護士会 子どもの権利に関する委員会 委員 滝田 良子 福島虐待問題研究会事務局長</p> <p>事務局: 子ども未来局</p>	<p>2017/3/28 「いじめ問題調査委員会」が答申。 いじめと自殺の直接的な因果関係を認める。 組織的に取り組まず、いじめを放置した「学校の不適切な対応」が生徒を自殺に追い込んだと結論付けた。 生徒が吹奏楽部の先輩1人から無視され、乱暴な言葉を受けたことをいじめと認定。生徒の通院記録を基に、先輩の指導が原因でうつ状態になり、自殺を招いた可能性があるとした。 学校の対応では(1)普段からいじめを発見するためのアンケートをしていなかった(2)2人のトラブルがいじめとして扱われなかった(3)対応を一任された部の顧問が放置した一ことなどを問題視。「各場面での対応が生徒を自死に追い込んだ大きな要因」と指摘。 再発防止に向け、「即断せずに、いじめの疑いがあれば防止措置を取る」「生徒同士の関係が改善されたように見えても見守りを行う」など11項目の提言を盛り込んだ。</p> <p>概要 16 頁 https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21035a</p>

				5 回の委員会。11 回の調査会議。10 回の調査。 家族、主治医、校長を含め教員等 15 名から聴き取り。		/jimyousa.html 教職員が、県教委の報告書をほとんど見ていないことも調査過程で判明。 2017/7/26 当時の教頭と教諭3人の計4人を訓告や嚴重注意の処分。退職した当時の校長について、県教委は「戒告の懲戒処分に該当する」と判断。教頭はアンケートの実施などいじめ防止の体制を整えず、顧問はいじめを放置。他の2人は対応を顧問に一任し、職務怠慢だと判断。当時の教頭と部活顧問が文書訓告、学年主任が口頭訓告、生徒指導主事が嚴重注意。当時の校長は退職しており処分できないが、戒告相当と判断。年齢、性別は非公表。
32	2015/9/24	自殺	鳥取県鳥取市の市立気高中学校の男子生徒(中1)が校舎内で自殺。 男子生徒はクラスのリーダー的存在だった。 運動部に所属し、24 日も練習に参加し、部活動を終えた後、発見の約 40 分前に校舎の玄関方向に歩く姿が目撃されていた。 9/25 全校生徒を対象に実施したアンケートや個人面談の結果、いじめは確認できていないとい	市教委が、諮問機関「市いじめ防止対策推進調査委員会」を設置。 中学校や出身小学校の教員、親族、臨床心理士の延べ51人に聞き取り調査を実施。	委員長: 本名俊正 鳥取大学 学長顧問	2016/ 3/ 22 教育長に調査報告書を提出。 自殺した生徒への「いじめはなかった」と結論。

33 -1	2015/9/27	自殺	<p>う。</p> <p>東京都の都立小山台高校の男子生徒(高1・16)が山梨県大月市のJR中央線大月駅で鉄道自殺。学校は11月に全校生徒を対象にアンケートを実施。</p> <p>遺族側は、「LINE(ライン)」のやりとりや学校アンケートなどから、所属する部活動の中でのいじめが疑われる。クラスでも孤立していたとし、「浮いていた、『いじられキャラ』だった、1人でいて寂しそうだなどの状況が明らかになっている」とした。</p>	<p>2016/1/ 都教委が、いじめ問題対策委員会調査部会を設置。</p> <p>66 回会議 214 時間 3 分 内 25 時間 57 分 遺族対応</p> <p>14 回聴き取り調査 当該生徒が所属していた学級、2の部活部員 1、2 年生全員、体育祭の状況を知る応援団の3年生など生徒 91 人に聴き取り。同一年生に対して、追加アンケートを実施。</p> <p>管理職、養護教諭、当該生徒と授業や部活等で接点のあった教職員全員から聴き取り。</p>	<p>調査部会は、対策委のメンバー4人に加え、生徒の母親の意向を踏まえて選ばれた弁護士ら4人の計8人で構成。</p> <p>部会長:坂田 仰 日本女子大学教授 部員: 滝 充 文部科学省国立教育政策研究所生徒指導研究センター総括研究官 石川 悦子 一般社団法人東京臨床心理士会 副会長 こども教育宝仙大学こども教育学部教授 三坂 彰彦 高木法律事務所 弁護士 東京弁護士会子どもの人権と少年法に関する特別委員会委員 上野 正彦 広島文化学園大学大学院客員教授 元東京都監察医務院長 医学博士 鈴木 洋一 聖隷三方原病院 看護師 武田 さち子 教育評論家 森本 周子 TMI総合法律事務所 弁護士 日本弁護士連合会子どもの権利委員会委員</p>	<p>2017/9/14 報告書を提出。 148 頁 資料 300 頁 調査した範囲内では、いじめがあったと判断することは極めて困難と結論。 学校の対応について、生徒理解と対応の不足、当該生徒の母親とのコミュニケーションの不足、学校いじめ対策委員会を中心とした組織的対応の欠如、研修体制の不備について指摘。</p>
----------	-----------	----	--	--	---	---

33 -2			遺族は結果を不服として、都知事に対し、より範囲を広げた再調査を求め。	2017/11/27 知事部局の青少年・治安対策本部が、再調査を検討する検証チームを設置。 (2018/3/24 までに11回会合)	3名 座長：近藤 文子 弁護士 松田 素行 文教大学教授 佐藤 有耕 筑波大学教授	2018/7/19 都は、調査結果の妥当性などの検証を改めて進めたうえで、「十分な調査が尽くされていない」と判断。ただ、「遺族の同意が得られなかったため」とも言及しており、今後はスマホの解析と、いじめについて聞いたと証言する人物への聞き取り調査をするという。
33 -3				2018/ 再調査		2018/9/19 遺族は、高校側が適切に対応しなかったとして、都に約 9300 万円の損害賠償を求める裁判を起こした。
34	2015/10/ 上旬	自殺	北海道札幌市内の道立高校の男子生徒(高3)が、同級生の携帯電話をめぐるトラブルについて、同校の教師から事情を聴かれている途中に行方不明となり、4日後に道内の海岸で遺体が発見された。 同級生が紛失した携帯電話を持っているのではないかと校内で指摘を受けた。男子生徒は、この同級生に対し「盗んでいない。信じてほしい」と語ったという。 翌朝、生徒指導担当の教師が男子生徒を呼び出し、個室で事情を聴い	石狩教育局は、文部科学省の指針に基づいて第三者委員会を設置し、学校関係者らに聞き取り調査を行う。 学校や当時の生徒、遺族への聞き取りをする。	大学教授を委員長とし、弁護士ら数人で構成。	2016/ 報告書提出。 詳細非公表。

			た。教師は男子生徒から話を聞き始めた 40 分後、自習にしていた受け持ちのクラスの様子を見に教室に行き、15 分後に戻ったが、男子生徒の姿はなかったという。		
35 -1	2015/10/12	自殺	<p>沖縄県豊見城(とみぐすく)市内の小学の男子児童(小4・10)、自宅で首をつって自殺をはかり、10/19に死亡。</p> <p>男子児童は6月頃からいじめを両親に訴え、当初は「先生が注意してくれた」と話していたが、夏休み前後には「何もしてくれん」とこぼすようになっていた。</p> <p>9/29 学校が実施した定期的な無記名いじめアンケート調査で、男子児童は「消しゴムを盗まれた。いじめられていて転校したい」などと記述をしていた。学校側が気付いたのは自殺後。市はアンケートの記述などからいじめがあったと判断。</p> <p>2015/11/ 同じフロアに</p>	<p>2015/11/24</p> <p>市教委は男児に対するいじめがあったことを認めた上で、自殺の原因になった可能性もあるとみて、第三者委員会を設置し、再発防止に向け、自殺との因果関係などを調べる。</p> <p>(学校や市教委の実施する事実調査を前提に、「いじめの有無の認定及びいじめ防止策の策定」を諮問。</p> <p>地方自治法第 138 条の 4 第 3 項及び法第 14 条 3 項に基づく組織であり、法第 28 条 1 項の調査委員会として位置づけられていなかった。そのため職責に、「いじめの背景調査」及び「いじめと自死との因果関係の確認」は含まれていなかった。 報告書 P5)</p> <p>2016/1/10</p> <p>市教委が記者会見で、第三者委</p>	<p>弁護士ら5名</p>

			<p>教室のある4、5年生にアンケートを実施。筆箱の中身や水泳用のゴーグルを男児から取ったり、服装を引っ張ったりしたことなどが書かれていたという。</p> <p>2016/1/13 4～6年生を対象にアンケートを実施する予定だったが、記名式を理由に、保護者らの了解が得られなかった。</p>	<p>員会が審議中の内容について、「アンケート調査の中では、いじめの認定はされなかった」「一般的ないじめはなかったという認識で第三者委員会は捉えています」と発表。</p> <p>2016/1/ 両親が県の情報公開で入手した資料によると、豊見城市を管轄する県島尻教育事務所と県教委の電話の記録に「担任はアンケートの回収時に内容を確認しているが、重大事態ととらえずに校長への報告や児童への面接など何も対応していない」と記されていた。市教委は1月の会見で「内容を把握したのは自殺の翌日の10月13日で、アンケートの回収時には確認していない」と説明していた。</p> <p>2016/2/2 市教委は、自殺につながるいじめの有無を調査するとしていた従来の方針から、いじめに限定せず自殺の要因を広く調査するとの方針に転換。第5回会合で委員らに伝えたが、5人の全委員が納得せず辞任。</p>		
--	--	--	---	---	--	--

<p>35 -2</p>				<p>2016/3/ 市教委は委員全員を入れ替え新たな第三者委を設置。</p> <p>いじめ防止対策推進法第 14 条 3 項及び法第 28 条 1 項並びに市規則第 2 条に基づき、 ①本件事故に関する背景調査 ②調査報告書の作成 を諮問。</p> <p>計 31 回の会議。</p> <p>延べ 51 人に対する対面調査、4 人に対する書面による調査 当時の 4、5 年生の児童と保護者を対象に、記名式アンケート (2017/9/ 事案発生から 2 年弱経過していたが、本件児童に対するいじめを疑わせる新たな事実が出てきたことから、当時の 4、5 年生の児童と保護者を対象に、任意の協力を依頼するアンケートを実施。)</p>	<p>新委員は計 6 人 委員長： ・天方 徹 弁護士 副委員長： ・譜久原 弘 精神科医 委員： ・井村 弘子 大学教授 ・金城 孝次 臨床心理士 ・比嘉 昌哉 社会福祉士 ・徳留 博臣 保護司</p>	<p>2018/3/30 報告書を答申。 59 頁 「繰り返されたいじめが自死の主要因のひとつだった蓋然性は十分に認められる」として、自殺との因果関係を認定。 第三者委は、児童が自殺するおよそ 5 か月前から「ズボンを下ろされる」、「複数で児童の筆箱をパスして回す」、「服を引っ張られる」など 5 件のいじめがあったと認定。 「校長や教頭、担任がいじめを積極的に認知し、個別対応などしていれば、いじめを減らせた」「一見重篤でない出来事が児童にとって大きな心の傷のもとになる」と学校側が認識し対応していれば、自殺を防止できた可能性がある」と指摘。</p> <p>自殺を図る 2 週間前に、児童が学校の無記名のアンケートに「いじわるされている」と回答していたことについて、「アンケートの記載を実施後、直ちに確認して本人を特定し、適切に個別対応に及んでいれば結果は違っていたかもしれない」と、学校側の対応を批判。 自殺後の対応についても、「校長にはいじめの実相を真摯に調査しようという姿勢が全く見られず、極めて問題の多いものだった」と指摘。 また、報告書の完成の遅れについて、豊見城市教委が事故後、いじめ防止対策推進法第 28 条に基づく「重大事態」に認定しなかったことや、市教委や学校が「保身に起因する</p>
------------------	--	--	--	--	--	---

						<p>対応」を取ったことが調査に影響したとしているとする。</p> <p>また、事故後に遺族に対して「根拠のない風評」が出回り「遺族が何重にも傷つけられた」と指摘。風評を発信した関係者に対し、反省を求めている。</p> <p>市教育委員会に、いじめに対する意識改革などを提言。</p> <p>(1)いじめの定義の正確な理解(2)重篤でないいじめでも自殺を引き起こす可能性があると周知(3)いじめを積極的に見つけ出すーなど</p> <p>豊見城市のホームページで全文公開 http://www.city.tomigusuku.okinawa.jp/userfiles/files/tomigusukusijimemonndaissenmonnii-nkai-houkokusyo%281%29.pdf</p> <p>2018/10/12 両親が市などに総額約7800万円の損害賠償を求めて那覇地裁に提訴。</p>
36	2015/11/1	自殺	<p>愛知県名古屋市西区の市立中学校の男子生徒(中1・12)が鉄道自殺。遺書に、「学校や部活でいじめが多かった。部活で『弱いな』と言われた」と書かれていた。入学前、出身小学校から中学校に「配慮を要する</p>	<p>2015/11/5 市教育委員会は、男子生徒が自殺した原因の調査を外部の有識者でつくる第三者機関「市いじめ対策検討会議」に依頼することを決定。いじめが発生した経緯のほか、再発防止策も検討する。</p> <p>15回会議</p>	<p>精神科医や弁護士ら9人で構成。 会長:山田 敦朗 精神科医師 名古屋市立大学大学院医学研究科 病院講師 副会長:犬飼 敦雄 弁護士 犬飼法律事務所 所長 ・小竹 佑一 学識経験者 元</p>	<p>2016/9/2 報告書を提出。38頁報告書では、①卓球部で複数の生徒から「弱い」と言われた②他の生徒に弁当を食べられた③体形についての悪口を言われた、の三つをいじめと認定。</p> <p>「一つずつを見るならば、いじめ行為は必ずしも重大というわけではないかもしれない。しかし、ほかの要因や背景事情とも相まって、男子生徒が自己肯定感を低下させ、生</p>

			<p>生徒」と引き継ぎをされていた。</p> <p>また、6月の心理テストで、学校生活への満足度が低く、「教師に心理的な距離を感じている」との結果が出ていた。</p> <p>2015/11/4 市教委が全生徒約 500 人への無記名アンケートを実施。20人がいじめを見たと回答。部活以外でも、「集団による無視」や「遊ぶふりをしてたたく、ける」などの回答もあった。</p> <p>市教委は同じクラスの 28 人、卓球部員 72 人を対象に聴き取り。上級生など複数の部員から「へたくそ」「弱いな」となじられるなど、言われていた。</p>	<p>名古屋市立中学校長 ・杉原 里子 社会福祉士 春日井市スクールソーシャルワーカー ・坪井 裕子 臨床心理士 人間環境大学人間環境学部 教授 ・鈴木 真佐子 精神科医師 名古屋市立大学大学院医学研究科 助教(本事案の検証期間中、欠席)</p> <p>以下3名は本事案の検証のため新に加わる ・川本 健仔 学識経験者 元清須市立小学校長 ・窪田 由紀 臨床心理士 名古屋大学大学院教育発達科学研究科 教授 ・古井 景 精神科医師・臨床心理士 愛知淑徳大学心理学部 教授</p>	<p>きる意味を見いだせなくなった」と指摘。</p> <p>「ほかの要因」として、成績や、男子生徒にとって安心感を欠く学級の雰囲気などがあげた。学校側の対応については、いじめられやすい生徒だと認識し、いじめなどを早期発見する調査で悩んでいる兆候が出ていたにもかかわらず、具体的に行動しなかったことを指摘。</p> <p>ハイパーQU の6月の結果では、当該生徒は「不満足群」に属しており、10月の結果では「要支援群」になっていた。</p> <p>http://www.city.nagoya.jp/kyoiku/cmsfiles/contents/0000050/50909/20160902jimehoukokusyo.pdf</p> <p>名古屋市再発防止策 http://www.city.nagoya.jp/kyoiku/cmsfiles/contents/0000088/88120/7.sesakuhoukoku2.pdf</p>	
37	2015/11/4	自殺	<p>鹿児島県奄美市の市立中学校の男子生徒(中1・13)が自殺。不登校になりかけている男子生徒Aに対して、5人の男子生徒がいじめているのではないかと担任が疑い、指導。</p>	<p>2016/3/ 奄美市が第三者調査委員会を設置</p> <p>設置規約 https://www.city.amami.lg.jp/so-mu/documents/kiyaku.pdf</p>	<p>6名 委員長:内沢 達 副委員長:榊 優香 委員: 大貫 隆志 小山 献 清田 晃生 餅原 尚子</p>	<p>2018/12/9 報告書提出 127 頁 当該生徒の発言を「いじめ」と認定することはできないとして、担任の事実確認の不十分さと、指導時の発言を、生徒の尊厳を傷つける不適切な行為と問題点を指摘。また、担任が家庭訪問した際、かけた言葉は、当該生徒の気持ちや立場を理解しない不適切なものだったと指摘。</p>

			<p>Aに対して自分のしたことを紙に書くようにと言われた男子生徒は、(いじめたことはないが、Aが不快に思ったかもしれないとして)「話を最後まで聞かないことがあった」「意味のわからないことを言ったことがある」と書いた。</p> <p>指導当日、担任が男子生徒宅を訪問。教師が帰った40分後、男子生徒は自宅で自殺。</p> <p>担任は他の生徒の家庭には行っていない。男子生徒宅を訪問した理由を担任は、「思いを持つ子だからそわそわした」と不安を感じての訪問であったことを口にした。</p>			<p>生徒指導や家庭訪問時の対応を誘因として精神的混乱を生じ、心理的視野狭窄に陥る中で自殺行動に至ったとして、指導と自殺との因果関係を認定。</p> <p>事後対応の問題として、当該生徒がいじめを行ったと認定し、学校の不適切な指導を正当化しようとしたこと、「子どもへの指導で欠けていた部分」を把握しようとさえしなかったことなどを挙げた。</p> <p>報告書 http://www.city.amami.lg.jp/somu/documents/daisansyainkaihoukokusyo.pdf</p>
38-1	2015/11/10	自殺	<p>茨城県取手市の市立中学校の中島菜保子さん(中3・15)が自宅で自殺。日記には『いじめられたくない、ぼっちは嫌だ。私を1人にしないでお願いだから』という記述があった。また、生徒が亡くなる当日に同級生の2人が</p>	<p>2016/6/27 市教委は、遺族の要望を受けて、第三者を入れた調査委員会を設置。</p> <p>女子生徒の両親や教員、同級生とその保護者らから事情を聴き、自殺に至るまでの経緯や背景について調べる。女子生徒が自殺した後の学校や市</p>	<p>弁護士や精神科医、大学教授ら5人で構成。</p> <p>茨城大学教育学部長(茨城県スクールカウンセラー)</p> <p>白百合女子大学教授 臨床心理士</p> <p>筑波大学教授 精神科医 医学博士</p> <p>ひたちの総合法律事務所 弁</p>	<p>2017/6/29 遺族が、いじめ防止対策推進法第28条にもとづき設置された委員会ではなく、中立性と公正さを欠くとして、調査の中止と委員会の解散を申し入れる。</p> <p>学校の調査では、いじめに関する事実が出てこなかったが、両親が独自に同級生20人について話を聞いた結果、いじめを示唆する証言が次々と出てきた。</p>

			<p>誤って学校の窓ガラスを割ったことについて、関わっていないことを知りながら担任の教師から注意されたという。</p> <p>2015/12/ 学校は全校生徒にアンケートを実施し、市教委が3年生全員から聴き取り調査を行ったが、「いじめはなかった」と結論。一方、遺族が独自に生徒 16 人から聴き取りをした結果、体がくさいとして、「くさや」と呼ばれていたことが判明。</p> <p>2016/3/ 卒業日。1 年間のいろいろな行事を書き加えてつくっていく卒業日に渡す個人アルバムに、「きらい／うざい／クソやろー／うんこ」などと書かれた菜保子さんに対する寄せ書きがあった。</p>	<p>教委の対応についても検証する。調査後、報告書を作成して市教委に報告する。</p> <p>のちに、2016/3/16 付け 取手市教育委員会臨時会で、「いじめによる重大事態ではないと判断」することを決議していたことが判明。</p> <p>設置要綱 2016/4/28 付け https://www.city.toride.ibaraki.jp/reiki/reiki_honbun/ae01614401.html</p>	<p>護士 筑波大学教授 臨床心理士</p> <p>委員が男性ばかりであることを理由に、遺族側推薦人の女性を入れることを申し入れるが、拒否。 女性の 臨床心理士を追加</p>	<p>調査委員が収集したり、自ら調査を行ったりした調査の記録を再調査委員会が始まる前に全て廃棄。</p> <p>2018/1/ 茨城県教育委員会が「いじめ重大事態マニュアル」作成 https://www.edu.pref.ibaraki.jp/board/welcome/iinkai/jjimegakkou/jyudajitaiM.pdf</p>
38-2	自殺再調査		<p>2017/8/ 両親の要望を受けて、県が新たな第三者委員会を設置。 事務局を県知事部局に置く。</p> <p>(茨城県)取手市立中学校の生徒</p>	<p>第三者委は、両親と県教委が推薦する委員それぞれ2人と委員長5人で構成し、委員長は日弁連に派遣してもらうよう要請。</p> <p>委員は6人、任期は2年。</p>	<p>2019/3/20 委員会は、同級生の女子生徒3人が当該生徒を連日のように「くさや」と呼び、他の生徒に「臭くない？」と告げたり、アルバムに「きらい、うざい」などと書き込んだことなど、複数の行為をいじめと認定。</p>	

				<p>の自殺事案に係る調査委員会 条例 http://www.pref.ibaraki.jp/somu/somu/hosei/cont/reiki_int/reiki_honbun/o4001988001.html</p> <p>「取手市立中学校の生徒の自殺事案に係る調査について」資料1 http://www.pref.ibaraki.jp/bugai/seisakushingi/chousei/sougoukyouiku/documents/siryou1.pdf</p> <p>事実調査と評価のみを行う。 再発防止策は取手市教育委員会のもとに新たに設置され根 第三者委員会が行う。</p>	<p>委員長:栗山 博史 弁護士、 市川須美子 独協大法学部教授 (教育法)、 蒲田 孝代 弁護士、 佐竹 由利子 臨床心理士、 竹村 睦子 ソーシャルワーカー、 森嶋 昭伸 日本体育大児童スポーツ教育学部教授(学校教育)</p>	<p>いじめた生徒と当該生徒が遅刻した際には当該生徒だけをしかるなど、それまでの担任の言動がいじめを助長したと指摘。いじめた生徒と一体的に「当該生徒の心理に影響を与えていった」と認定。 自殺当日、いじめていた同級生が教室のガラスを割った際、音を聞きつけてその場に行った中島さんを担任が「連帯責任がある」と指導したことなど、学校側の対応を「いじめで心理的に追い詰められていた当該生徒をさらに深い苦しみに陥れ、自殺の引き金になったといえる」とした。 報告書は、同法の「重大事態」に該当しないと市教委が議決した点について、市教委幹部がいじめがあったとの認識を持っていたのに、教育委員に都合の悪い情報を提供せず「ミスリードするような姿勢が認められる」と指摘。 市教委が設置した同法に基づかない独自の第三者委員会が、中立性を欠くとの両親の指摘で解散した際に記録を全て廃棄したことを「公文書であり、廃棄は断じてあってはならない」と問題視した。 概要版 取手市 https://www.city.toride.ibaraki.jp/seisaku/shise/machizukuri/oshirase/tyousakekkahoukoku.html 全体版 https://www.city.toride.ibaraki.jp/seisaku/shise/machizukuri/oshirase/documents/310320c</p>
--	--	--	--	---	---	---

						<p>hosahoukokusho-zentai.pdf 茨城県 https://www.pref.ibaraki.jp/kikaku/seisaku/tyosei/toridechosaiinkai.html</p> <p>再発防止策提言の経緯 https://www.city.toride.ibaraki.jp/sido/shise/zohokoukai/pabukome/documents/keii.pdf</p> <p>2019/7/25 取手市は、遺族に寄り添う対応をせず、いじめ防止対策推進法に基づく第三者委員会の設置を怠ったなどとして、当時の市教育委員会の部長を減給10分の1(6ヵ月)の懲戒処分にした。</p>
39	2015/12/4	自殺	<p>奈良県生駒市の県立奈良北高校の男子生徒(高1・16)が、期末テストでカンニングを疑われ、校舎4階から飛び降り自殺。答案用紙の裏には、「俺はカンニングをやっていない」「からかわれたり、バカにされたりするのがとてもつらかった」と書いていた。複数の同級生の氏名も書かれていた。男子生徒は5月頃からラインいじめを受けており、担任に相談。担任がいじめを注意して一旦は</p>	<p>2015/12/15 県教委は常設の「県立学校いじめ問題調査委員会」に調査を依頼。12/17 父親が、遺族への説明は30分だけで不十分として、調査に遺族の意見を反映するよう求める要望書を提出。遺族側が推薦する委員の選任などを求める。</p>	<p>委員5名。氏名公開。 委員長: 田辺美紀弁護士 ・私立大学免許資格課程センター教授 ・弁護士(奈良弁護士会) ・県立医科大学教授 ・臨床心理士 ・権利擁護センター運営委員長</p>	<p>2017/7/21 男子生徒は入学後、級友に積極的に話し掛けていたが、次第に「浮いた」存在と見られるようになった。 委員会は、クラスのほかほぼ全員が参加する無料通話アプリ「LINE(ライン)」のグループから生徒が排除され、中傷するメッセージが書き込まれていたことなど6件をいじめ行為と認定。 他の生徒への暴力など問題行動もあり15年10月までに3回、教師から個別の「特別指導」も受けた。特別指導も男子生徒を十数日間、別室に隔離して反省文を書かせるなどしており、「教育的とはいえない」とした。 また、その際、校長から退学を勧めるような発言があったことなどで、生徒が苦痛を感じ</p>

			なくなっていた。			<p>ていたことに学校側が気づかず、多くの教員が「変わった子」と捉え、特性を理解し支援しようとしなかったなどの問題点を指摘。学校から3回の特別指導を受けて心身の苦痛を深め、「退学を免れない」と校舎から飛び降りたと結論。</p> <p>同年6月と11月に全校生徒を対象に実施されたアンケートで生徒へのいじめに関する記載があったにもかかわらず、学校が認識しなかったことを「大きな問題」と指摘。</p> <p>概要版 http://www.pref.nara.jp/secure/183606/gaiyoyu.pdf</p>
40	2015/12/8	自殺	<p>広島県安芸郡府中町の町立中学校の男子生徒(中3・15)が、過去の非行歴を理由に志望する私立高校への推薦が認められないと学校側から伝えられた後、自殺。</p> <p>自殺後、1年生時に万引きしたのは別の生徒だったことが判明。1年当時、生徒指導の会議資料に記されており、その場でミスが判明し訂正された。しかし、資料の元データは訂正されず、そのまま引き継がれていたとみられる。</p>	<p>町教委と中学校は、「個人情報の管理がずさんだった」として、遺族に謝罪したが、学校推薦を受けられないことが自殺の原因になったかどうかについては「可能性はあるが断定できない」として、第三者委員会を設けて詳細な調査を進める。</p> <p>2016/3/31 第1回目会合。計25回の会合。生徒の両親や中学の教職員、関係の深かった同級生4人などから話を聞く。また、同級生らにアンケート239通を郵送。83通(うち無回</p>	<p>教育学の教授や弁護士、臨床心理士ら5人で構成。</p>	<p>2016/11/3 第三者委員会が、町教育委員会に報告書を提出。</p> <p>やっていない「万引き」を理由に私立高校への推薦はできないと告げられたことが、生徒の自殺要因の一つになったと指摘。教員間の不適切な引き継ぎに基づく「万引き」との指摘に生徒が否定できなかった点など複数の要因が重なり、自殺に至ったとした。</p> <p>また、同委は「この生徒と教員との間に日常的な信頼関係が十分に構築されていなかった」と背景を指摘。問題点として、組織的な生徒指導、進路指導の欠如、「荒れ」の克服にとらわれた強権的、抑圧的な指導に陥り、学校が共感的な支援をしなかったことなどを問題点にあげ、生徒指導や情報管理の見直しを求めた。</p>

				答 22 通)の返信があったが、当該生徒の悩みに関する回答はほとんどなかったという。		【概要版】 http://www2.town.fuchu.hiroshima.jp/www/contents/1478243294900/files/gaiyouban.pdf 2018/12/5 遺族が町に約 6700 万円の損害賠償を求める訴えを広島地裁に起こす。
--	--	--	--	--	--	--

「日本の子どもたち」 <http://www.jca.apc.org/praca/takeda/> ⇒ 「オリジナル資料」 http://www.jca.apc.org/praca/takeda/takeda_data.html